

所得補償

[団体総合生活保険]

でも大丈夫！
「仕事休まなきゃ…」
突発的なケガや病気

所得補償なら

休んだ 1日目から 補償

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に、最長1年保険金をお支払いします^(※1)。

あんしん POINT

1

1日目からしっかり補償!

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に、保険金は1日目からお支払いします。

2

精神障害による就業不能を補償します。

躁病・うつ病、統合失調症、神経衰弱、アルツハイマー病の認知症等の一部の精神障害が補償対象になります^(※2)<精神障害補償特約(ハ)(所得補償用)セット>

3

業務上・業務外を問いません

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気やケガで働けなくなった場合でも、保険金をお支払いします。

4

入院はもちろん自宅療養もカバー

治療のために入院していること、または入院以外で医師等の治療を受けていることにより、全く働けない場合^(※1)に保険金をお支払いします。

5

「地震・噴火・津波による病気やケガによる就業不能」も補償します

<天災危険補償特約(所得補償用)セット>

動画もご用意しています。
こちらからご覧ください。



(※1) 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。
(※2) アルコール・薬物使用による精神および行動の障害等は対象になりません。

※資料請求をご希望の方は裏面の二次元コードからお申込みください。

「就業不能」とは

ケガや病気の治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)により、加入依頼書等記載の職業・職務に終日従事できない状態をいいます。
ただし、病気やケガで死亡した後、あるいは病気またはケガが治癒した後、いかなる場合でも就業不能とはいいません。

保険金額・保険料表

てん補期間^(※1)

1年

免責期間^(※2)

0日

月額保険金額

1口10万円(上限口数20口まで)^(※3)

引受対象年齢

満79歳以下(保険の対象となる方(被保険者)ご本人は会員本人に限ります。)

(※1)保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間 (※2)保険金をお支払いしない期間をいいます。

(※3) **⚠️ 口数の決定方法** : 「平均月間所得額^(※4)」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。

(※4)直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得^(※5)の平均月額をいいます。

(※5)「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

Sタイプ / 1口あたりの保険料(月払)

加入年齢	20~24歳	1,070 円	35~39歳	1,600 円	50~54歳	2,650 円	65~69歳	2,990 円
	25~29歳	1,180 円	40~44歳	1,900 円	55~59歳	2,830 円	70~74歳	4,540 円
	30~34歳	1,340 円	45~49歳	2,270 円	60~64歳	2,990 円	75~79歳	6,110 円

保険料計算例

Aさん 38歳 3口

年齢別の保険料	×	ご加入口数	=	ご加入の保険料
1,600 円		3 口		4,800 円

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

※記載の保険料は基本級別1級(医師等の職種の方)の方を対象にしたものです。こちら以外のご職業については、取扱代理店にご相談ください。

※同様の他の保険制度に加入していても保険金額が合算して平均月間所得額の範囲内であれば、本保険にご加入いただけます。

※団体契約の始期日時時点(2024年3月1日現在)での満年齢で5歳きざみの保険料が決められ、年齢群が上がった場合は、更新時に自動的に変更となります。

お受取例

Aさん(男性38歳)、妻、子供2人(10歳、7歳)の場合

Sタイプ: 3口

月払保険料4,800円

たとえばこんな時! **心筋梗塞で入院し、就業不能に!**

普段通りに出勤した勤務先で、心筋梗塞を発病し、そのまま入院。2回の手術。入院も120日と長期にわたった。退院後も自宅療養を余儀なくされ、11か月にわたり、就業不能状態になってしまった。その間、減少した収入は、この保険の補償で支えられました。

※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

月額保険金

30万円

保険金総額

30万円×11か月=330万円

※上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険期間

2024年3月1日午後4時~2025年3月1日午後4時の1年間

中途加入も受付中

毎月20日までにお申しいただいた場合、お申込の翌月1日から補償開始

Q&A よくある質問

① 病気治療で医師から就業不能の判定を受けたが、有給休暇を取得する。有給期間中(土・日含む)も対象となるのか?

就業不能の認定期間中は、給与の支払有無は問わず、支払い対象となります。このため、有給取得中(土日含む)も対象となります。

② 傷病手当金が支給される場合も対象となるのか?

傷病手当金が支給される場合でも、減額されることなく支払い対象となります。

③ アルバイト先の他の病院等からの給与は所得に含められるのか?

含めることができます。

のご案内は、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体契約者にお渡ししています「普通保険約款および特約」によりますが、保険約款等の内容の確認を希望される方は団体までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

資料請求は
こちらから



【取扱代理店】

有限会社オー・アイ・ディー

〒113-0034

東京都文京区湯島1-5-34 お茶の水医学会館7階

東京医科歯科大学 医科同窓会内

TEL: 03-5689-2230 (平日9:30~17:30)

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

医療・福祉法人部

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4143 (平日9:00~17:00)